

ロケ撮影を実施する際の遵守事項

- ① ロケ撮影に係る「誓約書」等の必要書類及び「撮影スケジュール」を、必ず事前に日の出町（以下、管理者という）へ提出してください（メール・FAX可）。
- ② 道路上での撮影は、所轄の警察署の許可が必要です。また、歩行者や車両は迂回路へ誘導し、交通整理要員を配置して安全対策を行ってください。
- ③ 大音量で行う撮影や夜間・早朝の撮影などは、制作会社が責任を持って事前に周辺住民への説明と協力依頼を行ってください。
- ④ 撮影中の事故又はトラブルが発生した場合には、警察や消防へ通報し、被害者の救護や被害の拡大防止など必要な措置を講じるとともに、管理者へ直ちに報告してください。
- ⑤ 悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールは変更しないようお願いいたします。やむを得ず変更が生じる場合は、必ず事前に管理者と協議してください。
- ⑥ 申請があった内容以外での場所や建物の使用、第三者の制作会社・団体等との共同使用は禁止です。
- ⑦ 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し、必ず現状復帰してください。後片付けが不十分と管理者が判断した場合、その後の指示に必ず従ってください。
- ⑧ 撮影により発生したゴミは全てお持ち帰りください。
- ⑨ 撮影中のやむを得ない事故に備え、必ず保険に加入してください。また万一、人や動植物に危害を加えたり、建物や備品などを破損した場合には、責任を持って損害賠償をしてください。
- ⑩ 一般の方の肖像権を侵害しないよう、十分に配慮してください。また、看板・ロゴマークなどが映りこまないよう注意してください。
- ⑪ その他、特別な対策を必要とする場合には、関係者と十分な調整を行い、必ず事前に管理者と協議してください。
- ⑫ 以上の「遵守事項」について、全ての関係スタッフと出演者へ必ず周知し、遵守するように徹底してください。

※ 本紙については、日の出町内での撮影が終了するまで、現場の責任者が大切に保管してください。